

チベットはなぜ国家承認されなかったのか

— チベット問題の淵源：英国のチベット緩衝地帯観 —

On 'Britain's Tibetan Policy': Tibet as the Buffer State,
Chinese Suzerainty over Tibet, *de facto* Independent State

田 崎 國 彦

【 0 】 問題の所在 — 世界情勢の中の蔵・中・英関係とチベット緩衝地帯観

「世界の屋根」と呼ばれるチベット（後出の「大チベット」の意、蔵とも略記…チベット語の自称は^{ブー}は、アジアのほぼ中央に位置し、19世紀後半、東方には大清帝国（続く中華民国・中華人民共和国も共に中とも略記）、南方から南東にはネパール・シッキム・ブータン・ビルマ、さらにその南方にはイギリス帝国（英、英国とも略記…英領インド）、西方にはアフガニスタン、北方から北東には新疆（東トルキスタン）をへてロシア帝国（露とも略記）が位置し、下記の両体制のもとで、地政的に（geopolitically）英・露・中という三大国の関心の的（グレート・ゲームの最後の場）となっていた。

19世紀後半の世界は、「**帝国主義世界体制**」（19世紀後半から第一次世界大戦が全盛期）の時代に入り、帝国主義列強国（先進資本主義国…英国・露国・米国などで日本も遅れて加わった）の角逐と植民地争奪、すなわち「世界の分割」は頂点に達していた〔帝国主義世界体制は木畑 2008 からの借用で、同書 12, 79 頁などによれば 1870 年代に世界は帝国主義の時代に入る〕。列強国は、進出した先々の伝統的な、西欧から言えば前近代的な文化や国際関係を強大な軍事力を背景にして、「近代化・文明化」をさせながら、自分たちが創出した体制である「**条約体制**（国民国家体制）」——国際法をルールとする国民国家の間の交渉と条約による関係システム——に巻き込んでいた。アジアなどへの侵略は、欧米列強による「文明化の使命」として正当化され、ラディヤード・キプリング（1907 年にノーベル平和賞…『ジャングル・ブック』など）は、これを 1899 年に詩『白人の責務（The White Man's Burden）』の中でうたった〔木畑 2008, 43-8 頁〕。こうした西欧起源の国際体制を暴力的に押し付けながらの欧米列強によるアジア進出、すなわち 19 世紀後半の西洋との出会い（いわゆる「^{ウェスタン・インパクト}西洋の衝撃」）は、アジアの伝統的な国際体制——チベットを核にして内陸アジアに広がるチベット仏教文化圏をコンテクストとする「**チューユン国際体制**」と、漢土（儒教文化圏）を核にして東アジアから中央アジアに広がる「**清朝統治体制**（東アジア国際体制）」——を変容させ、さらには瓦解させた〔イスラーム国際体制などの非ヨーロッパ世界の伝統的な国際体制は木畑 1997, 14-8 頁、東アジア国際体制は茂木 1997…ただし両著ともにチューユン国際体制をあげていない〕。特に、チューユン国際体制は、近代におけるチベット人の世界に向けたプロパガンダ不足という一因もあるが、西洋

導入の両体制によって覆い隠され無視されていく〔チューン、チベット仏教文化圏を共に知る人は多くはない…拙稿のムリン著田崎/渡邊/クンチョック訳, 上巻 572-6 頁を参照されたい〕。

以上のような世界情勢 (大局) の中で、本稿の一主役であるチベットは、その地政的な価値も増大し、大国間の緩衝地帯として位置づけられる。ただし、チベットは、原則的には自らの社会と文化を保持せんとして異文化の人々の大規模な入国を拒む「禁断の国」であり続けようとするが、先の両体制の中に 1876 年の芝罘条約^{チーフ}によって明確に否応なく組み込まれ、以後、諸大国の国益という暴力によって翻弄されていくのである〔詳論しないが、チベットには鎖国一辺倒ではないオープンな面もあったので注意されたい〕。

本稿の主役の一人であり、前述した両体制をもってアジアを支配していく欧米列強の代表でもある英領インド (英国の植民地で 1877 年にインド帝国…印、英印とも略記) は、1869 年にはスエズ運河が開通し、1870 年にはインド海底ケーブルによって本国と 5 時間で結ばれるに至り、英印とイギリス本国の連絡はますます緊密となった〔秋田 2003, 19 頁〕。英印は、第二次イギリス植民帝国の核となり、英国王の王冠にはめ込まれた最大の宝石とたとえられる。1900 年には、インド総督カーゾン (インド副王 1899-1905 年、英国外務大臣 1919-24 年) が「インドを失えば、我々の太陽は没する」〔メトカーフ著河野訳, 191 頁〕と語るほどに、英国にとって国益として死守すべき重要な地となっていた。帝国主義世界体制のもと、ロシアが膨張し南進するなか、英国にとって英印への脅威の排除は最重要にして切実な課題となり、特に経済・軍事面で大きな位置を占める英印の安全保障は、チベットの地政的な重要性 (チベット緩衝地帯観) と常に呼応して、言わば順に表と裏の一体関係となっていた。このために、チベットは「英印の緩衝地帯」として、後述のように、英国と英印によって段階的に仕立てあげられていくのである。

筆者は、拙稿〔田崎 2010〕において、列強が 19 世紀後半にアジア侵略と共にもたらした両体制の下で、「チベットの地位」をめぐる「蔵・中・英の三つの主張 (言説)」が形成され、シムラ会議 (1913-4 年) で遭遇するまでを歴史的に明らかにし、1913 年 2 月のダライラマ十三世による『布告』【1】で再論の時点で、チベットは独立国家であると判断した。三主張とは、①チベット：「チベットは自由な独立国である」、②中国 (清末新政期の清朝と中華民国と中華人民共和国)：「チベットは中国の主権 (sovereignty) 下にある」・「中国のチベットに対する主権」(チベットを付庸国・付属国にあたる属国ではなく、中国本土の省と同等の属地とする)〔注 1〕、③英国と英領インド：「チベットは中国の宗主権下にある」・「中国のチベットに対する宗主権とチベットの自治 (自治権)」である。本稿の課題は、この拙稿を承けて、三主張中の英国の主張を前述した「英国のチベット緩衝地帯観」に焦点をあてながら、「独立国家チベットが「なぜ」正式に国家承認されなかったのか」(チベット問題の淵源期を貫く最大問題) を歴史的に明らかにすることにある。

後論のために、結論を先取りして整理し、本稿の見取り図としよう。英国のチベット緩衝地帯観は、第一次は、チベットを英・露の間の緩衝地帯とするもので、「英露協定のチベットに関する協約 (第二条で清朝中国のチベットに対する宗主権を承認)」を頂点とする。第二次は、英・中・露の間の緩衝地帯とするもので、1910-2 年にチベットを支配した清国がインド北方辺境 (ブータンなど) に介入して、英領インドの脅威となり、及びロシアのチベットへの脅威が再び強くなったこ

とに起因する。この第二次は、1947年にインドが独立して英国がインドを離れるまで、言い換えれば筆者の言う「チベット問題の淵源期（チベットが条約体制に入れられる芝罘条約より1950-1年の中華人民共和国によるチベット軍事侵攻と支配まで）」を貫いて維持され、中国が主張する「チベットに対する中国の主権論（藩部主権回収論）」と並存していく。第三次は、中・露で影響力を強める共産主義への、特に戦後の冷戦構造下における共産主義台頭への「アジアにおける障壁機能」を、アメリカ合衆国によって担わされていくものである〔例えばニューデリー米国大使館代理大使ジョージ・R・メレルからワシントンへの1947年の長文電報中に出る…浦野2006,346頁〕。第四次は、1951年の蔵・中の中の「17条協定（略称）」によって中華人民共和国の主権下に組み込まれて以後、チベット全土は中国によって「軍事基地化」され、その防衛機能（伝統的な^{へいへい}障壁機能）を担わされていくなかで、ダライラマ十四世によって提案されるものである。本稿では順に、**第一次チベット緩衝地帯観**、**第二次チベット緩衝地帯観**、**第三次チベット緩衝地帯観**と呼び、これらが言わば「戦略的・権益的な（ある意味で暴力的な）チベット緩衝地帯観」であるのに対して、第四次は、多層的な多様性の共存・共生を目指す「平和的なチベット緩衝地帯観」である。ただし、本稿では、与えられた紙数の限界もあるため、第三次は扱わず、第四次は【7】で簡略に言及するに留めた〔共産主義の緩衝地帯チベットはGoldstein1989,p.824などが言及〕。

独立国家チベットが「国家承認」を他国より受けて、「事実上の独立」ではない「完全独立」を実現し得なかった最大の理由は、大局的には列強諸大国がグローバルな場で「自国の利益（国益）」を求めて競い合いつつも、共益を図るためにチベットを緩衝地帯として位置し続けたことにあり、**特殊的には英国が創りあげた第一・二次と、米国が創りあげた第三次にある**。特に第一・二次の緩衝地帯観は、英国——チベットを国家承認し得るに最も相応しい位置にいた——がチベットを国家承認しなかった根本原因であり、同時に1950年に中国の侵略を受けて、やがては「チベット問題の発生」へと歴史的に連動していく。また、こうした事態は、チベットという、非暴力の仏教理念から見て軍事的に弱小なる仏教国に対する「**国際法の法理という暴力**」と、帝国主義世界体制下および国際冷戦構造下における「**大国の国益という暴力**」の結果でもあった。

本稿は、論述に際しては、注記も努めて略し、割注も使用した。以下、引用などに際しては、漢数字を算用数字に、一部の中国書籍の簡体字を繁体字などに書き改めた。また、敬称・敬語は使用しなかった。引用文中の〔 〕内、[]（原文より引用した英語などを記入）内、傍点、下線は、筆者自身の補いである。引用文献と参照文献の略号は、稿末を参照されたい。

【1】緩衝地帯、宗主権・付庸関係、保護関係、国家承認、国民国家について

最初に、本稿における考察の予備作業として、イギリスが依拠し得たであろう「緩衝地帯」や「宗主権」などについて、詳細にはできないが、その意味内容を順に確認しておこう。

緩衝地帯（緩衝地域、a buffer area/zone）とは、複数の対抗し合う大国・強国の間にあって、これらを引き離して衝突を回避するのに仕える地帯であり、これがより小さな政治的単位（国家規模）である場合には、「**緩衝国**（a buffer state）」と呼ばれる〔Spykman1942,p.440〕。各々の対抗国（仮想敵

国同士)は、地理的に自分たちの間にある緩衝地域が征服されるのを恐れている。緩衝国は、言わば強国間にある強国の安全保障装置であるが、緩衝国自体の安全もそれらの勢力均衡の力学に依存している〔Gear1941,p.86…同論は自然的・政治的・政治自然的な緩衝体に分類〕。例えば、一方が他方の反対を無視し得るほどに強くなれば、緩衝国は消滅すると言われ、また緩衝国は大国の戦略的な都合に翻弄されるのである。ギア氏は、「イギリス帝国は世界最大の緩衝体建設者〔the world's greatest buffer builder〕であるように思う」〔Gear1941,p.84〕と述べている。

スペンス氏は、緩衝国は、第一には「地理的にあり得る敵国と〔自らが〕防衛すべき地域の間

に置かれる〔is geographically interposed between the potential enemy and the area to be defended〕」といい、第二には「緩衝体は他の外国の影響力を排除しなければならない〔the buffer should excluded other foreign influence〕」〔Spence1993,p.41〕という。これは、露・中の影響力を排除したチベット自治として結実する。また、ラム氏は、緩衝体の定義文の中で、「緩衝体は植民地の権益の衝突を紛争に至らせないようにした〔prevented the clash of colonial interests from leading to conflicts〕」〔Spence1993,p.40より〕という。緩衝地帯は、帝国主義世界体制の下で領土と権益を求めて競い合う列強間力学の産物であり、西

欧列強が、特に英国が創りあげた「帝國的なチベット^{シナリオ}台本」〔Anand2009〕であった。

「チベット問題」にも深く関係する付庸関係・保護関係・両者の違いなどは、英国で活躍した国際法学者オッペンハイム（1858-1919年…ケンブリッジ大学教授）氏を著名にした『国際法（*International Law*, 1905-6年刊）』の§90-94において、検討されている〔Oppenheim1905,pp.159-67；オッペンハイム著広井訳, 140-7頁；Lauterpacht(ed.),

Oppenheim,pp.188-242〕。付庸関係（suzerainty）とは、「宗主国〔the suzerain state〕と付庸国〔the vassal state〕の関係」であり、付庸国は宗主権（付庸関係）の下にある国〔state under suzerainty〕であるというものである〔『国際法辞典』270-1頁に「付庸国」の項目あり〕。オッペンハイムは、§90において、「近代の宗主権〔modern suzerainty〕」、すなわち「近代国際法の規定する宗主権」について、「宗主国と付庸国の関係が常に各々の特殊事例に依るという事実は、付庸国の国際的地位に関して一般原則〔a general rule〕を規定する可能性を排除している」としながらも、その原則的な面を以下のように述べている。

近代の宗主権は、〔封建制の時とは異なって、自らの〕憲法上の権利であると呼び得るような、付庸国に対する宗主国の権利をほとんど含んではいない。付庸国に対する宗主国の権利は、その権利がどのように構成されていようとも、主には国際的な権利だけである〔are principally international rights only〕。宗主権は決して主権ではないのである〔Suzerainty is by no means sovereignty〕。……付庸国は、それ自身がどのようなものであれ、いかなる国際関係も決してもち得ないのである。……正確には、宗主権は、ある種の国際的な後見〔a kind of international guardianship〕だと言っても構わないだろう。無条件にであろうと主にであろうと〔either absolutely or mainly〕、付庸国は、国際的に宗主国によって代理されるからである。〔Oppenheim1905,pp.160-1；オッペンハイム著広井訳, 142頁；Lauterpacht(ed.), Oppenheim, pp.188-9〕

上記によれば、宗主権に固有な最も特徴的の原則は、“宗主国は付庸国（付属国・属国）に対して主には国際的な権利だけをもつ”、“宗主国は完全に他の国家との関係において付庸国の代理をする”ということである。アレクサンドロウィクツ氏は、オッペンハイムの研究などに依拠して、この原則を次のように端的にまとめている。19世紀と20世紀の付庸国は、**対内主権** [internal sovereignty] —— 宗主国はこれを尊重するという義務の下にある —— を保持するが、**対外主権** [external sovereignty] を奪われ、このとき、付庸国は国家群の内部にいかなる自らの地位も持たず、宗主国の一部[a portion of the suzerain state]なのである。オッペンハイム (§ 91) も、付庸国はその対内的独立のために半主権国[a half-Sovereign State]であるが、国家群内に地位をもたず、国際法人格[an International Person]、国際法の主体[a subject of International Law]ではないという。

こうした原則が包摂する宗主権・付庸関係の諸事項をまとめる [Oppenheim1905, §91…Alexandrowicz 1954, pp.255-6, Praag1987, pp.104-7, 入江 1964, p.62, 『国際法辞典』「付庸国」591-2 頁…中文の研究文献中の規定は馮 2007, 11 頁, 137-8 頁]。①あらゆる国際条約は宗主国によって締結され、その条約は事実上付庸国を拘束し続ける。②付庸国は自動的に宗主国が従事する戦争に関係するが、宗主国と無関係に戦争する権利をもたない。③宗主国は付庸国の対外的な全行動に対して責任を有する。④外交官や領事の派遣と接受は、一般に付庸国には認められていない。ただし、オッペンハイムはこの原則に収まらない多くの具体的事例もあげており、これらも絶対的な規定ではない。

保護関係 (protectorate) とは、「保護国 (the protecting state) と被保護国 (the protected state) の関係」であり、被保護国は保護関係の下にある国 (state under protectorate) であるということである。オッペンハイム (§ 92-3) によれば、宗主権 (宗主国と付庸国の関係) と法的にも実質的にも異なっており、「弱小国が、条約 [= 保護条約] により、その全ての重要な国際問題の処理を保護国へ譲渡するという方式」で、強力で力のある国の保護のもとに自らを譲り渡す場合に発生する。ただし、一般法則化するのには困難とされる。被保護国は、常に国家群の内部で、自らの地位を、若干の場合に [for some parts] にもち、かつ所有しており、さらには常に、若干の場合に国際法人格、国際法の主体である。「被保護国は、どのような点から見ても、上位国 [= 保護国] の単なる一部とは決して見なされない」とされる [Oppenheim1905 などでは保護関係は付庸関係に続いて説明される]。英国は、理由は後論するが、チベットを自らの「被保護国」にすることを避けた。

国家承認 (recognition of state) [2] は、田畑茂二郎氏によれば、国家の一部が本国との闘争を経て分離・独立し、新国家を形成するような場合には、本国が分離した部分の国家的存在そのものを争い、国家としての存在を容易に認めない場合が普通であって、このままでは本国の一部と見なされる可能性があり、国際法主体として独立の地位をもつといわれるためには、それを確認する必要がある。このためになされる措置が「国家承認」である [田畑 1990, 79 頁]。これは「～からの独立・分離」であって、本稿の課題からすれば「チベットの中国からの独立」ということになる。しかし、チベットの自国認識は、ダライラマ十三世による 1913 年 2 月 14 日の『布告』中に出る「このチベットは、仏教に基づいた平和の中にある、一個の自由を有する国である (bod 'di chos mthun zhi bder gnas pa'i rgyal khab rang dbang dang ldan pa zhig yin)」にあり、この表現は、1958 年の夏にチベット人のリーダーたち (ルカンワ元首相やシャカッパたち) がインド首相ネルー氏に送った文書の

冒頭「チベットは主権を有する本質的に独立した国であり、その人民は宗教的で平和を愛している」などでも繰り返される [ICJ1960,p.143]。現代の著名なチベット仏教研究者サーマン (『タイム』が選んだアメリカで最も影響力のある 25 人の 1 人) 氏も、こうした見解に立って、「チベットは、常にすでに独立しており、常に……自由な高原であり続けよう [It always has been independent and always will be a free highland ……]」 [Thurman2008,p.68 ; サーマン著鷲尾訳, 126 頁] という。チベット人にとっては「～からの独立」ではなく、チベットは歴史上つねに自由な (=独立した) 国であって、1913 年の『布告』は、「独立国家であることの再確認宣言」であるということである [チベット独立の主張は別稿で扱う]。したがって、ここでは後論するように、本稿の課題である英国のチベット規定「チベットは中国の宗主権下にある」から見て、「チベットは中国の宗主権下から独立した」ということであり、本稿では、あくまでも英国のチベット規定という文脈のもとで「国家承認」について考えるということである。これが国際法の暴力のもとに置かれたチベットである。

アンソニー・ギデンズ (社会学者) 氏は、現代の研究者であるが、近現代世界の国家形態であり、国際体制と国際連合の基本単位でもある「**国民国家 (nation-state)**」を、「国家は、所与の領土を支配する政治的統治組織 (国会や議会のような機構と、公務員組織) が存在し、その機構が、法体系と、政策遂行のために軍事力を行使できる場合に、成立する。近現代国家は、すべて国民国家である。つまり、国民国家の統治システムは、一定の領土にたいして主権を主張し、正規の手続きによって制定された法典を有し、軍事力の管理による統制に支えられている」 [ギデンズ著松尾ほか訳, 395 頁] と定義している。宗教国チベットは、【5】で論じるように、下線部の軍事力を除いては、対内主権と対外主権を含めて国民国家の資格と能力を有していた。

【2】中国のチベット緩衝地帯観—張蔭棠の見解から現中国へ

中国は、ヤングハズバンド率いる 1903-4 年のラサへの通商遠征隊によって、自分たちにとってチベットがいかに戦略上重要な価値をもつかを改めて確信し、また英領インドがチベットをやがては中国本土 (漢土) への攻撃基地にするかもしれないとも考えた [Spence1993,p.40]。清朝にとって、チベットは、「属地」として自らの排他的な領域主権内にある緩衝地帯なのである。張蔭棠 (広東南海人…1906、08 年の英清条約の全権) は、1906 年 2 月 23 日に、このように奏上している。

チベットの地は、東西七千余里、南北五千余里にして、四川・雲南・陝西・甘肅の四省の屏蔽となっており、もし手抜かりがあれば、四省は防衛に休む暇がなくなるだけでなく、それが大局に影響することは、実に想像するにたえないものがあります [竊思藏地東西七千余里、南北五千余里、為川、滇、秦、隴四省屏蔽、設有疏虞、不獨四省防無虛日、其關係大局実有不堪設想者]。 [『張蔭棠奏牘』卷一「致外部丞參函詳陳英謀藏陰謀及治藏政策」、『清季籌藏奏牘』第三冊 136 頁]

チベットを四省の「屏蔽」にするというこの見解は、チベットを「カム、アムド、ウー・ツァ

ン、ガリ、チャンタンから成る大チベット」で理解しており、極めて興味深い。この西藏屏蔽観は、中国のチベット緩衝地帯観と言える。また、彼が在任時にチベットで公布した、1907年（光緒33年2月）の「伝諭藏衆善後問題二十四条」[3]の第六には、中国の側から見たチベットの地政的な位置づけが、「チベットは、イギリスとロシアという両大国の間にあつて、中国の属土〔＝属地〕でありますから、イギリスも敢えて併合できないのであります〔西藏介居英俄两大國之間、因係中國屬土、故英未敢吞併〕」〔『張蔭棠奏牘』卷二「傳諭藏衆善後問題二十四條」、『清季籌藏奏牘』第三冊179頁〕とも記されている。チベットは、属地として英（英印）・露・中という三つの大帝国の緩衝地帯とされおり、その地政的重要性は、毛沢東をへて現在も保持されている。

【3】英国の第一次チベット緩衝地帯観—英露協商を頂点とする

1873年、チベットとの通商（インド茶・英国製品などの輸出や羊毛などの輸入）を求めるベンガル州政府は、チベットの鎖国状態は駐藏の中国官吏（アンバン）が強要しているとして、インド政府に対し、チベットへの入国許可を出すべく清朝に交渉するように申し入れた〔Younghusband1910, p.42；ヤングハズバンド著田中訳51-2頁〕。初代ベンガル総督ウォーレン・ヘイスティングズ（在任：1773-85年）が通商などを求めて、公式に1774-5年にジョージ・ボーグルをチベットに派遣するなどして以来、約一世紀を経て、中国を介した蔵・英関係が再スタートする。以後、英国は、特別条項でチベット探検隊の派遣計画を許可された1876年の「芝罘条約」、チベットの反対にあつて探検隊派遣中止に同意した1886年の「ビルマ及びチベットに関する条約」、シッキム・チベット間の境界を画定し、チベットとの通商に関する商議を約束した1890年の「シッキム及びチベットに関する英中間の条約」、前条約を承けて通商などを約した1893年の「シッキム及びチベットに関する1890年の英中間の条約に増補さるべき貿易と公的通信と遊牧に関する章程」など、次々とチベットに関する条約を清国と締結していく。こうした英・清間の諸条約は、英国が従来の歴史的な蔵中関係を西洋由来の国際法のフィルター（外挿法）を通して捉え、蔵・中は保護関係ではなく、付庸関係（付庸国—宗主国の関係）にある、すなわち「中国はチベットに対して宗主権を有する」と規定したことを示している〔諸条約はBell1924, Lamb1966, 浦野2006などの巻末に掲載〕。

しかし、自由な国と自己認識するチベットは、「自らが参加しない条約には従わない（中国の宗主権の否定）」として、諸条約の履行を拒絶し続けた。こうしたなか、ドルジエフ（ブリヤート・モンゴル人の僧侶）を介して、ロシアとチベットが1900、1901年と接近し、遂に1902年にはチベットに関する露・中間の密約締結の噂も出るなど、チベットをめぐる英・露間の緊張が高まっていく。ロシアは、東アジアでも、満洲で急速に勢力を伸ばし、モンゴルを吸収するのも時間の問題と見られており、「1902年のロシアは依然として前進的な大膨張策の絶頂にあった」〔Younghusband1910, p.75；ヤングハズバンド著村山訳, 92頁〕という。チベットは、1903年までにはすでにロシアの影響力がしみ込むか、まさにしみ込もうとする英印北方辺境の緩衝地帯になりつつあると見られていた〔Lamb1966, p.72〕。英国からすれば、チベットは確実にロシアが影響力——モンゴルを介しての影響力も考慮された——をもつ緩衝地帯となりつつあったのである。当時英印

の地にいたヤングハズバンドは、ラサにおけるロシアの影響力・勢力の確立がもたらす“脅威”を、執拗に自著『インドとチベット (*India and Tibet*)』[Younghusband1910,pp.73-6; ヤングハズバンド著村山訳, 90-4 頁]の中に記し、さらに自らのチベット緩衝地帯観を理由と共に次のように披露している。

チベットで影響力を獲得したとき、我われは、①インドへの秘密裡にたくまれた〔ロシアの〕政治的な危険を防ぐであろうし、②我われの国境とロシアの有り得る未来の国境との間の障壁^{バリア}として、人が住み得ないチャンタン高原の広がり全体〔=大チベット〕を有するという立場に自らを置くであろうし、③アジアを横断して北方のロシアと南方のフランスの影響力の将来有り得る領域が合流することを防ぐであろうし、他方、我われは、④四川における自分たちの努力を後援して、東〔の勢力をもつ揚子江流域と四川〕から西〔のチベット〕への力を連合させるという立場にあるだろう。[FO17 1746, Younghusband, Memo on Tibet,p.41… Lamb1960,p.237 より…①～④は田崎の補い]

こうして、英国は、1903 年頃までには、チベットは植民地にも被保護国にもしないが、ロシアの脅威や圧力を排除する“強い影響力”をラサに確立して、ロシアに対する障壁、すなわち緩衝地帯とせねばならないとする考えを確立させた。露・仏勢力の合流阻止など、英国にとってチベットは、アジア戦略的にも、さらには世界戦略的にも重要な地域と位置づけられたのである。

ヤングハズバンドによれば、ダライラマ十三世への手紙などによる三度の試みも失敗したインド政府(カーゾン総督)は、1903 年、本国政府に対し、1873 年以来続けてきた中国政府を介した間接的交渉に見切りをつけ、チベットと直接交渉して英・蔵関係を決するため、「武装護衛隊を伴った使節団」をラサに派遣するという申し出を行った。また、同年には、以下の申し出も送っている。「チベットに対する中国の宗主権を国法上の擬制〔=見なし規定・名目的なもの〕にすぎないと見なした[regarded the so-called suzerainty of China over Tibet as a constitutional fiction.]」とし、チベットとの直接交渉を選んだが、中国を全く無視し得ないので、もし新たな条約が締結される際には、英・中だけで署名するのではなく、チベット政府代表も署名するべきであると要求した。そして同時に、インド政府は、「チベットへの使節団は商業だけに限られたものであること、我われは政治的な性質のいかなる目論みもはっきりと否定すること、我われは〔チベットを自分たちの保護を受ける〕保護国と宣言することも、チベットの一部を永久に占領することも望んでいないこと[that we had no desire either to declare a protectorate or permanently to occupy any portion of the country]、英印・蔵間のあらゆる通商に向けられた禁止を取り除くこと」など以外にはない、と[Younghusband1910, p.76, pp.77-8; ヤングハズバンド著村山訳, 94 頁, 95-6 頁…Anand2007, pp.71-2]。

英国は、1902 年には日英同盟を結んで東アジアでのロシアの進出を抑制し、またロシアにチベット進行の意志なしと確認をした後、一挙に状況を打開し、前掲の諸条件(ヤングハズバンドの見解や本国政府への申し出)を満たした問題解決をはかるために、カーゾン総督は、1903 年にヤングハズバンド大佐率いる軍備通商使節団を派遣した。使節団は、1904 年 8 月にラサ入城し、9 月

には英・蔵間でいわゆる「ラサ条約」を締結して帰還する。駐留しないという点は、チベットを併合し植民地化しないことの明確な表明であり、またラサ条約の締結に際して、ヤングハズバンドは駐蔵大臣有泰に「チベットに対する清国の宗主権」を認める発言をしている。1906年には、1904年のラサ条約の承認も含めて、英・清間に条約が締結される。

こうして中国の宗主権を明確にした英国は、さらに世界情勢（大局）的には新台頭のドイツに対して共に対抗し、チベットをロシアとの間の緩衝地帯とするために、1907年に「英露条約（Convention between Great Britain and Russia…英露協商）」を締結し、この中の「チベットに関する協定（Arrangement concerning Thibet…五か条と付加条項から成る）」には、以下のように条文中に宗主権を明記する。

大ブリテン及びロシア〔英・露〕の両国政府は、チベットにおける中国〔清国〕の宗主権を承認し〔recognizing the suzerain rights of China in Thibet〕、そして大ブリテンが、その地理上の位置によって、チベットの対外関係における現状維持に関して特別な利益を有するという事実を考慮し、以下のような取り決めを行った。／第一条、両締約国は、チベットの領土保全を尊重し、内政に対して一切の干渉をしないことを約す〔The two High Contracting Parties engage to respect the territorial integrity of Thibet and to abstain from all interference internal administration.〕。／第二条、大ブリテン及びロシアは、中国のチベットに対する宗主権という公認された原則に従って、中国政府を媒介者としなければ、チベットとの交渉には入らないことを約す〔In conformity with the admitted principle of the suzerainty of China over Thibet.Great Britain and Russia engage not to enter into negotiations with Thibet except through the intermediary of the Chinese Government.〕。〔Praag1987,p.307、Bell1924,pp.289-291；ベル著田中訳 38-41 頁〕

英・露は、まず前文と第二条で、宗主権を明言し、チベットとの交渉は必ず中国を介すことを約束し合った。この1907年締結の「英露協商」——【0】で言及した、英・露（中を巻き込んだ）による第一次グレート・ゲームの終幕とされる——の目的は、先にも述べたが、インドとロシア帝国の間の“緩衝地域〔a buffer region〕”としてチベットの領土と施政の保全を確保することにあった。ただし、まだ英国は、チベットが中国による1910-2年の軍事侵攻と支配を受けるまでは、チベットの自治の尊重と保全を中国に対して強く要求してはいなかった。

以上のように、英国は、チベット問題の歴史的背景期における前近代の伝統的な蔵・中関係を宗主権をもって理解し、以後この立場をインド独立まで淵源期を通して保持していく。しかしながら、この規定は蔵・中間の伝統的な関係を考慮したものではなかった。チベット人は、【1】で論じたように、この伝統関係すなわちチューユンにもとづいて、自らを「自由な仏教国」と理解していたのである。H・リチャードソンは、英国政府はチューユンという「ダライラマと清朝皇帝の関係（応供処と施主）」を考慮しなかったろうと述べている〔田崎2010,150頁〕。

英国は、中国を介してチベットとの通商や国境画定などの問題に取り組んだが、中国のチベットに対する国際的な地位を「宗主権」、正確には「実質の伴っていない名目上の宗主権」と規定し

た。本稿の視点からこの事態をとらえれば、「名目上の、言わば瀕死の中国の宗主権」は、前述したが、チベットの反対で実行化されなかった 1876、90、93 年の条約、さらには 1904、06、08 年の条約を通して、英国によってむしろ復活し、明確に支持されたと言える。この頂点が 1907 年の英露協定の「条文に明記された宗主権」だったのである。

チベットは、こうした英・露間の緩衝地帯と平行して、次の【4】で明らかにするように、さらに英・中間の「緩衝地帯」としても位置づけ直され、「中国の〔名目上の〕宗主権下において自治を行う」とされた。この英国の政策は、シムラ条約で頂点をむかえる。

【4】英国の第二次チベット緩衝地帯観—シムラ条約とチベットの地位

清国からすれば「英露協定の結果 “覇権競争上の真空地帯” となったチベットへの主権の行使」である 1910-2 年のラサ軍事侵攻と支配—ダライラマ十三世はインドへ亡命—は、インド北方境界の防衛について、英国と英領インドに大きな脅威を与えた。チベットにおける中国（清国）の存在がシッキム・ブータン・ネパールなどにとっていかに脅威であるかを、英国は思い知ったのである。中国は、すでに張蔭棠（1906 年秋にラサ入り）がラサ駐在中にネパールとブータンに対する中国の宗主権を主張していた〔Bell1924, p.89 ; ベル著田中訳, 136 頁〕。1910 年には、ネパールを中国の属領〔feudatory〕と宣言し、引き続いてブータンに対する宗主権も主張した〔Bell1924, p.114 ; ベル著田中訳, 174-5 頁…インド北方辺境の中国の脅威は Bell1924 の第 11~13 章に詳しい…ブータンに関してはローズ著山本/乾訳, 124 頁が外交文書を提示して言及〕。また、中国はアッサムなどの国境地帯に侵入し、チベットにある英国通商事務所も悩ました〔Goldstein1989, p.68〕。ベルも、1910 年にインド東北辺境の地への清朝軍の侵入を報告している〔Bell1924, p.108 ; ベル著田中訳, 165 頁〕。

このようなネパールなどに対する中国の宗主権主張と圧力は、英国に「消極策」から「積極策」へと対チベット政策を転換させた。英国は、自国の戦略的利益ばかりでなく政経的利益のためにも、チベットに中国の実効的な権力を再介入させない必要を痛感したのである〔Maxwell1970, p.34 ; マックスウェル著前田訳, 43 頁〕。また、すでにロシアがモンゴルへの影響力（1913 年 11 月 3 日には露蒙条約を締結）を増大させ—これは同時にチベット仏教を信仰するモンゴルを介してチベットへの影響力の増大につながる—、さらにカシュガル鉄道を計画して新疆へと足を伸ばして南下しつつあり、こうしたロシアの脅威を取り除くためにも、チベットを併合する野心のない英国にとつては、新たな緩衝地帯チベットが必要不可欠であった。このためには、チベットがより強い緩衝国（具体的には自治の保障）にならねばならなかった。スペンス氏の調査によれば、1912 年、英国外務省の或る官吏はすでに、「緩衝国の理論は、緩衝国が危険な隣国に侵略されたり、実効的な政府と内政を維持できるような強さをもっていないと適切に機能しない」〔Spence1993, p.47〕と指摘している。こうしてチベットは、英・露の間と平行して、さらに英・中間の緩衝地帯として再び位置づけ直され、「中国の〔名目上の〕宗主権下において自治を行う」とされたのである。これは、言わば「英領インド防衛のための新たなチベット緩衝地帯政策」、すなわち第二次チベット緩衝地帯観である。この政策はとりわけ、清国駐在英国公使ジョン・ジョーダン卿が 1912 年 8 月 17 日

に中華民国に提示した「五項目抗議（略称）」において明確に清国に要求された。以後、緩衝国であるチベット自治の維持は、宗主権と一対^{セツト}になって、英国のチベット政策の核となるのである。五項目の第一と第二を簡略に紹介しておく。「(1)英国政府は、チベットにおける中国の宗主権[the 'suzerain rights' of China in Tibet]を正式に承認したが、チベットの内政[the internal administration of Tibet]に積極的に干渉する中国の権利を決して認めたとはいえず、進んで承認する考えもない。(2) [チベットを支配した]過去二年間のチベットでの中国官吏の振る舞いに異議を申し立てる」〔「五項目抗議」の全文は Lamb1966,pp.604-5…田崎 2010, 149 頁〕。

他方、チベットは、一連の抵抗運動を通して 1912 年にはチベット領外に中国軍と中国人商人などを駆逐して、元来の「独立国」としての地位を取り戻していた。1913 年 2 月 14 日、亡命先のインドより帰還したダライラマ十三世は、「清朝皇帝とのチューユン関係の崩壊と独立自主の宣言（独立国家樹立宣言）」と「五箇条の新政策の公布」から成る『布告』を全チベット（大チベット）の官吏と人民に向けて発している。このチベットの状況を承けて、英国は、先の「五項目抗議」、すなわちチベットの地位を明確に「条約」として取り決め、またチベット東部の蔵・中国境紛争を解決するために、自らが英露協商に違反しないように「仲介者」となって、「英・中・蔵三者会議」の開催を企画した。いわゆる「シムラ会議」（1913 年 10 月にはじまる）である。自治と緩衝体の観点からなされた「英国のシムラ会議開催の目的」は、以下の文書に明確に示されている。

チベットは、名目上は中国の宗主権の下で自治国として自らの地位を維持しているが [Tibet, while nominally retaining her position as an autonomous State under the suzerainty of China]、実際上はインド政府への絶対的な依存という位置に置かれるべきであろう。……そこには、一方では中国を、他方ではロシアを〔チベットに〕入らせない効果的な仕組みを確立しなければならない。現在〔英国に〕必要なのは、我々は、ロシアとの協定によっても、中国との協定によっても、完全に自由な行動を得なければならないということである [Foreign Office Memorandum, 1 September 1912…Woodman1969, p.149 より]。

チベットは、「中国の宗主権下にある自治国」とすべきであるが、この自治国は、英国の絶対的な影響力下になければならない。英領インドの安全保障のためには、ロシア、さらには中国の影響力を排する必要がある、このためには両国の影響力を排除し得る「条約」を結ばねばならない。この条約の締結に向けた会議には、チベットは自らが参加しない条約は受け入れないという過去の経験と、チベットはこの時点で中国軍を駆逐した独立状態にあることをもとにして、中国とチベット、仲介者としての英国による三者会議（1913-4 年）が開催されることになる。

シムラ会議の結果署名される「シムラ条約」は、これまでの英・清間の諸条約や英露協商などとは異なり、蔵・中・英の三者が平等な立場で、しかも直接に参加した会議をへての条約であって、条文には「宗主権—自治（自治権）」という蔵・中の関係形式である「チベットの国際的な地位」が明記されている。同条約に対する現中国の基本的理解は、「イギリス帝国主義が中国からのチベットの離脱を策略したもの」、「イギリス帝国主義による中国分裂策動の一つ」〔王 1993, 特に

293 頁以下)である。ただし、英国にチベットを国家承認する意向はなかった。シムラ会議では、【0】にあげた三つの主張が^{あいたい}相対することになる〔田崎 2010, 160-2 頁〕。「シムラ条約 (Convention between Great Britain, China and Tibet, initialled at Simla, 27 April 1914...11 条及び7 項の交換公文)」には、特に前述した「五項目抗議」に従った宗主権・自治の記述が、以下のようにある〔シムラ条約の条文は Lamb 1966, pp. 620-5 に出る〕。

第二条、大ブリテンと中国の両政府は、チベットが中国[中華民国]の宗主権下にあると承認し、外チベットの自治も承認し [recognizing that Tibet is under the suzerainty of China, and recognizing also the autonomy of Outer Tibet.]、当該国[チベット]の領土保全を尊重し、そして外チベットの行政(ダライラマの選定と任命を含む)——ラサ政府において^{しやうかん}掌管すべきである——に対し一切の干渉をしないことを約す。／中国政府は、チベットを中国の省に変えないことを約す。大ブリテンは、チベットのいかなる部分も併合しないことを約す。……

続く交換公文の第一項には、「締約国は、チベットが中国の領土の一部分であることを承認する [It is understood by the High Contracting Parties that Tibet forms part of Chinese territory.]」とある。

英国はまた、以下にあげる「新たな内チベット緩衝地帯論」も提唱し、条文にも入れた。マクグラナハン氏は、「英国は、ルンチェン・シェーダと陳貽範〔=蔵・中の全権〕によって提示されたチベットの国際的な地位と両者の境界に関する『異なる二つの申し立て』を前にして判断するだけでなく、チベット東方の境界に対する自らの提案〔=内・外のチベット〕も用意していた。これは典型的なグレート・ゲーム流のやり方で、英国政府は、英・蔵間の境界画定に関っただけでなく、チベットにおける他のもの〔=他の列強国〕の権益と影響力を抑えることに関っただけでなく、チベットにおける他のもの〔=他の列強国〕の権益と影響力を抑えることに関った。ロシアはもはや活気ある脅威ではなかったし、清朝体制の崩壊とともに、英国は、新たな中国の体制によるチベットでの影響力を防止する好機に飛びついた。チベットをインドと中国との間の緩衝国として維持することで満足したのではなく、チベットと中国の間の第二の緩衝地帯を創ろうと求めたのである」〔McGranahan 2003, p. 270〕と述べている。これは、チベットをカムの位置する「内チベット」と、ラサの位置する「外チベット」に分断して、内チベットを外チベットの、次いでネパールなどの「辺境の緩衝国の鎖」の、さらには英領インドの緩衝地帯とするものである。

中国がチベットを国家承認しない以上、【1】の「国家承認」で述べたように、他国が承認する必要がある。チベットの場合、最も承認し得る位置に居続けたのは、英国(続いて米国)であった。しかし、この英国は、チベットの自治は支持するが、チベット独立を支持しない意向であった。ゴールドスタイン氏は、このために、チベット人は、シムラ会議において「チベットの伝統的な政治、すなわち社会システムを損なわない保障を得るために、政治問題に妥協し、また領土的な妥協にも同意した」〔Goldstein 1989, p. 68〕という。また、スペンス氏も、外交文書(PRO:FO371/1929/F270/18914/10 Encl No.2 in India Office to Foreign Office, 29 April 1914)をもとにして、「チベット人が宗主権という概念に従うことを受け入れたのは、英国政府からの圧力のせいであった」し、「ダライラマは、チベットは自治であるということに中国が同意したことにもとづいてのみ、シムラ条約の宗主権

の条項を受け入れた」と述べている〔Spence1993,p.15〕。

シムラ条約は、蔵・中・英は仮調印したが、最終的には中国が正式調印をしなかったために、最終調印した蔵・英によって、1914年7月3日、調印後に以下の秘密の「宣言（Declaration…英・蔵共同宣言と呼ぶ）」が締結された〔共同宣言の問題点はMaxwell1970,pp.34-45；マックスウェル著前田訳, 43-57頁〕。

我われ、大ブリテンとチベットの全権は、これ〔本宣言〕をもって、添付した略式署名条約〔シムラ条約〕を、大ブリテンとチベットの両政府を拘束するものと認めるとい趣旨の「下記の宣言」を記録に残す。そして、我われは、中国政府は、前述した条約に〔正式〕署名しない限り、同条約から当然の帰結として生じる、あらゆる特権の享受を禁止されるであろうということに同意する〔FO371/1931,IO to FO,26 August 1914…Lamb1966,p.625 (vol.2)より〕。

筆者は、拙稿〔田崎2010〕において、チベットは1913年の『布告』によって自らを自由な独立した国にしたと述べた。この「自由な独立国」とは、誤解あるいは性急に理解されてはならない。これは、【1】で前述したが、チベットが中国の一部、すなわち主権下において、その状態から“独立した”というのではなく、ダライラマ（観音菩薩の化身）と清朝皇帝（文殊菩薩の化身にして仏教政治を行う転輪聖王）の間のチューン関係は1910年の清朝のチベット軍事侵攻と支配によって崩壊したけれども、1912年にネパール代表を証人として、中国軍（清朝・民国軍）と二度の協定を結んでチベットより排斥したことなどにより、「仏教にもとづく本来の自由な国」を回復し、近代国際法的な意味で正式承認を欠くが、「独立国」になったと解するのである。従って、筆者は、シムラ条約に参加した時点でのチベットは「独立国」であり、これは、シムラ会議の英国全権代表マクマホンの言説（以下の二種）によって承認されていると考える。彼は次のように語っている。

1913年の初めに、チベットは、自らの隣国にして宗主国である中国〔her neighbour and Suzerain China〕に抗して武器をとった。すなわち、護衛と軍隊をもつ中国公使〔the Chinese Resident…アンバンのこと〕は国外に追い払われ、チベットは自らの独立を宣言したのである〔Thibet had declared its independence〕。〔McMahon Memorandum,IOR,L/P&S/18/B206…McCabe1966,p.370より〕

私〔英国全権代表マクマホン〕は、〔中国全権代表に対して、〕協約は必然的に〔英・蔵・中三者〕会議の一部であると、そしていま審議中の条約〔シムラ条約〕にチベット全権代表の封謁が実際に押される〔＝署名する〕まで、チベットの地位は、中国に対して忠誠関係のない、独立国家のそれである〔the status of Tibet was that of an independent nation recognising no allegiance to China.〕と答えた。〔Boundary Question,p.102…Praag1987,p.137、落合1994, 53頁〕

これらは、言わばマクマホンの「チベット独立国家承認発言」であり、シムラ会議開催時におけるチベットの地位を「独立国」として認めるものである〔独立後のインド政府も同様に認める〕。では、“流産した〔問題あるが敢えてこの表現を用いる〕”とも言われるシムラ会議と英・蔵間の条

約締結後の「チベットの国際的な地位」は、どのように理解したらいいのであろうか。

シムラ条約は、中華民国全権陳貽範が最終的な署名をしなかったために、三国間では成立しなかった。特に、英国は、会議終了後も中国の署名を求めて、中国と交渉を続けていく。シムラ会議の延長戦である。こうした事情のために、シムラ条約の条文は、形式上も内容上も三者間の文書となっており、英国とチベットは、両者間で追加した「英・蔵共同宣言」をし、このシムラ条約(第7条)にもとづいて「通商章程」を締結する。先に引用した共同宣言によれば、チベットは英国と条約を締結した以上、英国との間では「中国の宗主権—チベットの自治」、「チベットは中国の領土の一部であること」を承認したことになり、英国は国家承認しなくて済む。しかし、署名しなかった中国との間では、「中国は署名しない限り、チベットに対する宗主権などのあらゆる権利を失う」とある以上、チベットは、付庸関係(中国の宗主権)の下にはなく、シムラ条約の署名以前、つまりは1913年の『布告』時の「独立国」に戻るということになる〔英国はこれを承認している〕。二重、三重の基準が錯綜し、シムラ条約自体が成立したか否かなどの根本問題もあるけれども、チベットの立場からは、このように受容するしかなかったと考えられる。また、シムラ条約が不成立に終わった、流産したとされる場合(現中国の主張でもある)でも、チベットは、シムラ会議参加時の資格である「独立国」、シムラ会議参加時の全権マクマホン、つまりは英国が黙示的に承認した「独立国」に戻るのである。いずれにせよ、中国に対しては独立国である。

こうした理解は、1943年4月19日付けの外交文書「英国大使館から〔米国〕国務省へ」にも記されている。また、Sirdar D. K. Sen氏も、「英・蔵共同宣言」にもとづいて「チベット独立」について記している。続けて引用する。

〔シムラ〕条約は、チベットとインド政府によって批准された。中華民国は、しかしながら、批准するのを拒否したのであり、結果的に、チベットの態度は以下のようである。この中国の拒否から考えて、チベットは、中国の宗主権を受け入れる義務はないし、完全に独立国家である[in view of this Chinese refusal, Tibet is not bound to admit Chinese suzerainty and is an entirely independent state.], と。〔FRUS1943,p.627〕

それゆえに、条約〔シムラ条約〕は、チベットが中国革命〔辛亥革命〕の発生後に獲得した完全独立の地位を、決して損なわないということは明らかである〔Il est donc manifeste que la convention ne portait aucun préjudice à la situation d'indépendance complète que le Tibet avait atteint après le déchaînement de la révolution chinoise.〕。〔Sen1951,p.425〕

以上の理解、すなわち「シムラ条約と英蔵共同宣言、これにもとづくチベット独立の地位」は、以下のシャカッパの理解と同じであり、1950年のダライラマ十四世による「国連への提訴文」でも示される理解である。1950年9月8日に会談した時、インド首相ネルー(Paṇḍita Jawaharlal Nehru)は、シャカッパたちが「チベットは独立している」と主張する“証拠”を示す必要があると述べた。下記引用文中の波線部“su dza ran kri”は、英語 suzerainty のチベット語音写である。シャカッ

パは、「別な条約 (=英・蔵共同宣言)」を独立の証拠として、次のように述べた。

我々は〔このように〕言った。木・虎の年〔チベット暦〕、1914年〔西暦〕、シムラ条約の時に、イギリスとチベットの両国は、別に条約〔英蔵共同宣言〕を結んだ。同条約の中で、中国政府は〔シムラ条約に正式調印しない限り、〕チベットで権利を少しももたないと言い、有名無実の中国の宗主権 (suzerainty, khongs gtogs) は消滅して、〔チベットは〕今まで自主独立に住し続けている [shing stag 1914 sim la'i chings skabs/ dbyin bod gnyis zur du chings yig brgyab pa'i nang/ rgya nag gzhung la bod nang dbang cha yod pa tshang ma med par byas zhes ming tsam gyi rgya khongs (su.dza.ran.kri) zhes pa 'di med par byas te da bar rang dbang rang btsan rang la gnas mus yin/]. [Shakabpa1976,p.418(vol.2)]

言わば、チベットは、ここに述べた理解に従って、1914年以降 1950-1年の人民解放軍による中華人民共和国のチベット侵略まで、原則的に行動していくのである。しかし、英国は、英領インドの独立とともにインドを離れ、チベット緩衝地帯観を放棄するのである。1948年の外務省覚書[Foreign Office memorandum]は、この定型(中国の宗主権とチベットの自治という定型)の主な理論的根拠はインド帝国の安全保障[the security of the Indian empire]にあったので、インド独立後には、それは不要になったし、それ故に「英国政府が積極的にチベットの自治を支持する必要はもはやない」と明確に記している [IOR1946-49…Anand2009,p.246より]。やがてチベットは、人民解放軍の手にゆだねられることになる。英国が国家承認しなかった「責任(チベットの国家承認に対する、英国の歴史上の応答責任と説明責任)」は、私見では、今でも生きていると考えている。

【5】なぜイギリスはチベットを「国家承認」しなかったのか

チベットは、1913年から1951年の「17条協定」締結まで「事実上の独立状態」にありながら、いかなる他国からも独立国家として正式に承認されることはなかった。しかしながら、チベットは、“国家承認され得る資格・条件”——中国との国境問題が未解決ではあったが——を備えていたことは間違いない。例えば、グリユンフェルド氏は、国連が独立国家と認定する四基準(永続的人口、画定された領土、政府、他の諸国との外交関係を打ち立てる能力)をチベットが満たしていたと認定している [Grunfeld1987,p.259;グリユンフェルド著八巻訳,330頁]。毛里和子氏も、国民国家(nation state)の“nation”と関係させて、中国の影響はあったが、1950年代初めまでのチベットは、「ネーション(民族)であり、先の分類では、国民国家を形成できる主体であり、民族自決を目標としても同然だということになる」[毛里2001,28頁]とする。また、近代国際法的な意味で「チベット独立国家樹立宣言」と認め得る1913年のダライラマ十三世による『布告』の内容は、国際法による独立国の三要件(領土・国民・政府)を満たしている [田崎2010,158頁、国際法律家委員会の三条件の認定は同162頁…日本政府による近年の国家承認の例は2008年3月のコソボである…コソボと三条件は『朝日新聞』2008年4月12日]。さらには、多くの研究者も、1912-3年から1950年までのチベットの状況は「事実上の独立国」——法律上の独立ではない——であったと認める。しかし、この“de

facto (事実上)”とは、“de jure (法理上)”, すなわちチベットは国際法上は国家承認された「十分な主権国家」ではないということであり、言い換えれば、本稿で考察してきた「中国の宗主権—チベットの自治権」のことなのである。チベットは現在、1951年の「17条協定」によって中華人民共和国に組み込まれ、**民族区域自治制度**という政策の範囲内の自治権、すなわち「中国の主権—チベットの自治権」が認められているにすぎない。しかし、この主権内の自治権は、宗主権下の自治と全く異なって多くの問題があり、やがては1956年から中国のチベット政策に対する大規模なチベット人の抵抗運動や異議申し立てが起り、1959年の「チベット民族蜂起」で頂点をむかえることになる。こうした大チベットの状況は、ダライラマ十四世のインド亡命によって世界が知る所となり、いわゆる「チベット問題」の発生、さらには拡大・深刻期へとつながっていく。

チベットに国家承認され得る資格があり、しかも独立国として扱っていたイギリスは、国家承認し得る最適国であったにもかかわらず、**なぜチベットを国家承認しなかったのであろうか。**第一には、その理由として、異文化コミュニケーションにおける自文化中心主義による一方的な異文化理解、ここでは英国（さらには欧米など）によるチベットの政治形態や国際関係に対する誤った理解があげられる。これは、現在でも修正されていない。チベットの伝統的な政治形態は「宗教にもとづく政治（仏教政治、チベット語で chos srid zung 'brel lugs gnyis zung…政教一致体制）」であり、このチベットの宗教と政治の両権を握るのがダライラマ（モンゴル語 dalai lam-a/bla-m-a、チベット語 ^{ダライ ラ マ} ^{デーレー ラ マ} Tā la'i bla ma…〔智慧と慈悲の甚深なる〕^{オーシャン じょうし} 大海の上師の意）である。また、チベットの国際関係は、17世紀初頭には形成されるチベット仏教文化圏において、「チューユン（mchod yon、受施者・帰依処と施主の関係、宗教上の師と弟子の関係）」を紐帯として、外国（モンゴル人・満州人・漢人など）の諸権力と、「支配—被支配」関係ではなく^{コラボ}協働してきた〔英国のチューユン無視は田崎 2010, 150 頁〕。これは、排他的な領域的主権国家（国民国家）、政教分離（宗教と政治・国家の分離）というヨーロッパ・モデル——ウェストファリア講和会議（1648年に条約成立）後にできあがった西欧国家体制——とは異なるものであり、またこの故に、英国は、チベットを“国際法が適用し得る文明国”とは見なかったと言える。政教分離の国民国家や宗主権といった西欧由来の近現代の用語や概念をもって、チベットの伝統と歴史を一方的に翻訳したのである。アーナンド氏は、こうした西洋的観念の外挿法（extrapolation…ここでは未知の事柄を既知の事柄から推定すること）は、チベットのような伝統的な（前近代的とされる）共同体を犠牲にすることを容易にしたといい、「現代の国際政治では、独立への主張は、国際的に代表する政府下の国民国家という19世紀のヨーロッパ的観念によって述べられたときに、より大きな承認〔＝国家承認（田崎の補）〕を与えられるのである」と述べている〔Anand2007, pp.80-1〕。こうしてできたのが、前掲した“宗主権と緩衝地帯という西欧的な概念を暴力的に適用したイギリス帝国の地政的かつ戦略的なチベット台本（この台本の真の主役は決してチベットではない）”なのである。

第二は、これまでの議論のまとめである。英国は、①蔵・英関係が再スタートしたときより、チベットの「植民地（直轄領・自治領・保護領・委任統治領）化」は考えなかった。なかでも特に、②条約を結んで「正式な保護関係（英国が保護国、チベットが被保護国）」を築くこともしなかった〔Spence1993, p.47〕。この理由を、ベルは次のように記している。

今日でも、自国が英国の保護国[a British Protectorate]となることを強く望んでいる幾人かのチベット人有力者がいる。しかし、我われの側では最初から、このことが我われの肩にかかる重大な負担となるであろうことが分かっていたし、遠方にして困難なチベットの広大な空間を防衛する責任を委ねられたものと承知していた。〔このために、〕我われはこの方向に進むことをしなかったし、我われがチベットの領土を欲しいとは思わないということを示し……。〔Bell1924,p.247 ; ベル著田中訳, 372 頁〕

③ロシアなどの諸列強国や中国との国際関係（英露協商の遵守など）を害して不和を起ささないために、チベットの独立は支持しない。先に紹介したが、ゴールドスタイン氏は、英国がチベットの独立を支持しようとしなかったので、シムラ会議において、チベット人は自らの伝統的な政治・社会システム（ダライラマが宗教と政治の両権を握る制度）を損なわない保障を得るために、宗主権や領土的な妥協にも同意したという〔Goldstein1989,p.74〕。スペンス氏も、シムラ会議でチベット人が宗主権という考えに従うのを受け入れたのは、英国政府からの圧力のせいであり、英国政府は、余分な責任を引き受けるのを嫌がって、完全独立というチベットの主張を進んで支持しなかったのであるという〔Spence1993,p.15〕。さらに氏は、ダライラマ十三世はチベットの自治保全に中国が同意したという条件でのみ、シムラ条約の「宗主権」条項を受け入れたと述べている〔Spence1993, p.15〕。④チベットが中国軍や中国人商人などを領外へ駆逐した1912年以降は、強力な武器を積極的に供給して、チベット人による完全独立の実現を支援することもしなかった〔ただし、チベット自身も最終的には軍事化をしなかった〕。

上記した事項は、英国にとって、①はチベットの長い国境線は防衛に費用がかかること、②は保護関係には保護国として被保護国に対する責任と義務が伴うこと、③はロシアとの関係、中国との関係、あるいは中国における権益を危機に陥らせ、また失う可能性をつくりだすことなどに問題があった。そして、最大は英領インドの安全保障のためである。こうした諸点を一度に満たし解決するのが宗主権であり、これは伝統的な蔵中関係を規定するのにも適用された。この宗主権は、主権を主張し続ける中国に対してチベット支配を許さず、自らの影響力も温存して「チベットの自治」を保障するものでもあった。ここに英国の対チベット戦略である「中国の宗主権—チベットの自治(自治権)」という構制が創出される、より明確に言えば仕立てあげられたのである。いわゆる「嫌中の属国自主」、「事実上の独立国チベット」である。国際法の法理上の地位を曖昧なままにしたのである。1904年の通商軍備使節団のラサ侵攻と即時帰還のように、緩衝地域チベットを他の敵対国からの影響力を排除したままに維持する、併合なし、内政管理の負担なし、法や慣習による干渉なしの政策なのである。〔Spence1993,p.41-3〕

こうした自治国は、英国にとって言わば政治的に孤立している必要があった。チベットの自治を強力に主張しはじめて「対チベット政策の積極期」に入る1912年のこと、インド総督は、同年3月23日付けの手紙で、英領インドの安全保障にとって、「チベットの地理的な位置は、その国〔=チベット〕が政治的に孤立した国家[state of political isolation]であり続けねばならないということ

が閉鎖的で「禁断の国」であり続けることは、地理上も可能であり、英国に都合がよかった。英国はそのように仕向けもしたのである。ラサを訪れたチャップマン氏は、1940年に、「我々はチベット人を一層戦争好きの国民[a warlike nation]になるように勇気づけたくはなかったが、今日、国は自分自身を守れなければならないし、名目だけの中国の宗主権の下で独立した自治国としてチベットの地位を維持するべく、チベットをアシストするのが常に我々の政策であり続けた」[Chapman1940,p.110]と書いている。英国にとって最も望ましい姿は、「禁断の国であり続ける事実上の独立国」、つまりは「中国の〔名目上の〕宗主権下のチベット自治」であり、これがもつ「曖昧さ」は、露・中との関係を傷つけずに、弱体化した中国のもとでこの状態を維持し、中国の主張する「チベットに対する主権」とも直接衝突せずに並存することを可能にしたのである。帝国主義国家英国の戦略的なチベット^{シナリオ}台本であった。

【6】「チベット緩衝地帯観（中国の宗主権）」の変更可能性はなかったのか

第二次世界大戦中、日本軍に支配された「ビルマ・ルート」に代わる「チベットを經由した中国への武器供給ルート」をめぐる、このルートを拒否して中立国であろうとする「チベットの国際的な地位」が、あらためて問題とされた。こうしたなか、英国（特にインド政府）は、先にも引用した1943年の外交文書「英国大使館から米国国務省へ」の中で、チベットは他国との外交交渉する資格（対外主権）を有する「独立した別個の完全な自治国」とであると認めようとした。

流産した1913年の〔シムラ〕条約以来ずっと、インド政府の態度は、自分たちは中国とチベット間の協定を確実なものにしたかったというものであって、進んでチベットに中国の宗主権を正式に受け入れるように——この受け入れは断じてチベットを中国の一省を構成するというものではない——してきた。インド政府はいつも、チベットは、他国と外交的な代表を交換する資格を有した「自治」の完全な享受という点で別個な国[a separate country]であると考えてきた。中国とチベットの関係は、中国が単独で決定できる問題ではなくて、チベットも交渉できる資格をもった問題であり、もし必要ならば、チベットは、上に示した路線に沿って、英国政府の外交的な援助を当てにすることもできる問題なのである。〔FRUS1943,pp.627-8〕

しかし、この文書に対し米国国務省は、1943年5月15日付けの外交文書「米国国務省から英国大使館（ワシントンD.C.）へ」（「覚書[aide-mémoire]」）の中で、次のように応答している。

米国政府は、中国政府が長い間チベットに対する宗主権を主張してきたことを、そして中国の憲法が中華民国の領土を構成している諸地域の中にチベットをあげていることを承知している。本政府は、一度もこれらの主張のいずれに関しても疑義を呈したことはない。本政府は、この時期にチベットの地位に関する詳細な議論を始めることによって、有益な目的が供給されると思わない。〔FRUS1943,p.630…FO371/35756,aide-mémoire sent by the U.S. Department of

State to the Britain Embassy in Washinton,D.C.,dated 15 May 1943]

この文書は、ゴールドスタイン氏によって、「とかくするうちに、中国は英国がチベットの自治に関して求めた声明を出さなかった。ロンドンは米国に援助を求めて尋ねた。国務省は、関り合いになる〔あるいは巻き込まれる〕のを避けた」〔Goldstein1989,p.386〕と理解されている。エドガー・スノー氏は、この米国回答の意味（チベット国家承認の拒否）を次のように明確に述べている。

第二次世界大戦のあいだ、チベットに対する中国の宗主権は、英国と中国と合衆国の間で議論の対象となった。1943年の「覚書（Aide-Mémoire）」のなかで、ワシントンの英国大使館は、「形式上の中国の宗主権〔formal Chinese suzerainty〕を容認したが、また「地方自治の完全な享受〔the full enjoyment of local autonomy〕」、および「他国との外交的代表的を交換する」権利〔the right to 'exchange diplomatic representatives with other powers'〕を保証したいと望んだ。回答の中で、〔米国〕国務省は、はっきりと後者の目的に対する支持を拒否した。このとき、〔国務省は〕「合衆国政府は、中国政府が長い間チベットに対する宗主権を主張してきたことを、そして中国の憲法が中華民国の領土を構成している諸地域のなかにチベットをあげていることを承知している。本政府は、一度も、これらの主張のいずれに関しても疑義を呈したことはない」と宣言した。〔Snow1962,p.561〕

同様のことが1943年4月23日付けの外交文書「副国務長官（Berle）からOSS長官（Donovan）へ」の中でも、次のように記されている。「チベットは、あなたが知るように、中国によって中国の従属国〔a dependency〕と見なされており、アメリカ合衆国政府は、そうした中国の見解への反対や無視をして行動することは決してない」〔FRUS1943,p.629〕と。戦時中の当時、アメリカは中華民国を支持しており、この関係を崩すことはできなかったのである。米国にも、チベットを国家承認する可能性はなかった。こうして、宗主権による国際法上のチベットの地位（チベットの国際的な地位）は、「事実上の独立国」という別な名前でも維持されていくのである。

帝国主義世界体制は、第一次世界大戦後の新たに創設された国際連盟のもとでも、以前とほぼ変わらない姿で継続する。こうした「世界の大局」の中で、英国のチベット緩衝地帯観も「チベット問題の淵源期」を貫いて維持されていく。この維持は、「中国のチベットに対する主権」を承認するものではないが、その並存を許して1950年の人民解放軍のチベット侵攻の招来へとつながっていくのである〔シムラ条約以降のベルやマクガヴァン（オックスフォード大学出身の哲学博士、西本願寺僧侶）などの英国人によるチベット緩衝地帯観、1945年9月のインド政府の文書に見られる英国のチベット緩衝地域観などの紹介、及び英国のいう宗主権と中国の主張する主権の並存のプロセスは割愛した〕。

【7】最後に ― チベットにとって帝国主義の暴力と国際法の暴力はまだ終らない

第一次、第二次世界大戦後には、帝国主義列強の下にあった多くの植民地が独立していったが、

チベットは、早くも（歴史的に早すぎたのか）1913年に独立国家樹立宣言をしておきながら、ついには国家承認を得られなかった。これについては、チベット人の怠慢や遅れ（1940年代の国家承認に向けた外交活動）も指摘されるが、「**帝国主義世界体制下における大国の国益という暴力**（チベットや東トルキスタンなどを主権下に編入しようとする中国の大国化・帝国主義化を含む）」——「事実上の独立した緩衝国」という曖昧な、英国の国益に都合のいい地位はその明確な現われである——という点からも語られねばならない。本稿は、こうした暴力もチベット緩衝地帯観を通して確認したと言える。また、チベット問題の根幹に関わる「チベットの国家承認」問題は、「**国際法の“法理**（法理主義に立つ研究者も含めて…例えば入江1964など）」**という暴力**」からも捉える必要がある。例えば、中井英基氏は、ラム氏の『マクマホン・ライン（*The McMahon Line*）』に対する「書評」の最後に、概略、次のように述べている〔中井1968, 242頁〕。同書や他のチベットの国際的な地位に関する書籍が、「事実如何にかかわらず法理上如何にあったか、という点を重要視する所謂『法理主義』の立場を最終的には取っている」と疑問を呈し、その根拠として、チベットに関する諸条約は、対等な立場の条約ではなく、本質的に「**大国や帝国主義国が自国の利害にのみ立って武力や外交的威嚇、策略によってチベットに無理やりに押しつけ締結させたもの**」であり、「中国、イギリス、ロシア等の間で締結されたチベット関係の条約も、国際間におけるチベットの客観的な地位や状態を反映させることなしに、ただ単に所謂『獅子の分け前』としてお互いに取りし、妥協した産物にすぎない」とされ、そして「**かかる弱肉強食の原則に立つ国際政治の場において結ばれる国際条約の持つ『暴力的』な側面が看過される限り、国際関係論や国際関係史研究は、単なる国際条約の合法性有無の問題にのみ矮小化される危険があると言えよう**」と〔国民国家を単位とする国際法の暴力は例えば安部2010で扱われる〕。19世紀後半以降のチベットの歴史（いわゆる「チベット問題」）は、こうした両暴力、つまりはポスト・コロニアル以前のコロニアル時代の暴力がまだ終わっていないことを世界に向けて発信し続けているのである。

ダライラマ十四世は、チベット問題の解決に向けて、1987年にアメリカ合衆国下院人権問題小委員会において、チベットの分離・独立を求めない「五項目平和プラン」を提案し、この中で、チベットを苦難に導いた「過去のチベット緩衝地帯観」——本稿の視点ではチベットの国家承認を実現させなかった根本原因である——を、内陸アジアにおける平和の形成と維持に貢献したとして位置づけ直した。そして、中国による1951年以降の支配の中で「**軍事基地化**」もされている全チベット（大チベット）を、「**平和と非暴力のアヒンサー**（ahimsā…不殺生の意）地帯」とし、アジアにおける「人間と人間の、国家と国家（特にインド・パキスタン・中国・ロシアの核保有国）の、さらには人間と自然（現在の水問題も含めて）の共存・共生を可能にする中立的な平和ゾーン」、すなわち「**平和共存的なチベット緩衝地帯観**」へと根底から観点変更することを提唱した。ダライラマは、この提案（チベットの逆境・苦難の捉え直し）を通して、世界の屋根チベットを「アジアと世界における多様なものの多様なレベルでの平和的な共存・共生」を可能にする場へと真に「**平和解放**」したのである。

本稿は、多くの調査資料を割愛し、また扱えなかった問題も多く、さらには本稿と異なる視点・理解への考察も欠いている。こうした諸課題は、稿を改めて論ずることとする。

注

- [1] 馮 2007 [11頁,138頁]によれば、属地（中国の主権が及ぶ排他的領土）も属国（朝貢国で付庸国に相当）も英訳は“vassal state”である。田崎 2010 [155頁]の“a vassal of China”は「中国の臣下」と訳したが、この封建制的な表現がもつ意味は「中国の属地」である。
- [2] チベットの国家承認の問題については、チベットの場合には国家承認を必要としないアボドライ氏とラオ氏の議論が落合淳隆氏によって紹介されている [落合 1994,33頁]。
- [3] 本文に引用した次の条項に「萬國交渉公法」、すなわち「国際法（万国公法）」の語が見られ、「チベット人官吏は普段より国際法を講究すべし」とあり、これはチベット人が国際法を知った証拠となる。1910年に亡命したダライラマ十三世が英領インド滞在中に十三世や同行の官僚たちが知り、またドルジエフなどのブリヤート人やモンゴル人 — 1864年にヘンリー・ホイートンの国際法解説書の漢語訳『万国公法』が刊行され、モンゴル語訳の存在も報告されている — を介して知ってもいたと推測される。

引用文献と参考文献の略号表

- * 下記の蔵文などに対する日本語訳は参照させて頂いたが、必ずしもその訳文に従ってはいない。
- 《蔵文》 **Shakabpa1976** : Zhwa sgab pa dbang phyug bde ldan(W. D. Shakabpa),*Bod kyi srid don rgyal rabs(An advanced Political History of Tibet)*,2vols,Kalimpong:Shakabpa House. 《中文》 **王 1993** : 王遠大『近代俄国与中国西藏』北京：三聯書店。／『張蔭棠奏牘』：吳豊培輯『清季籌藏奏牘』第三冊、全国図書館文献縮微複製中心、2009年。／馮 **2007** : 馮明珠『中英省西藏交渉与川藏辺情 — 1774-1925』北京：中国蔵学出版社。《欧文》 **Alexandrowicz1954** : Alexandrowicz-Alexander,Charles Henry.“The Legal Position of Tibet.” In *American Journal of International Law*,Vol.48,No.2, April 1954.／**Anand2007** : Anand,Dibyesh.*Geopolitical Exotica:Tibetan in Western Imagination*, Minneapolis :University of Minnesota.／**Anand2009** : Anand,Dibyesh.“Strategic Hypocrisy : The British Imperial Scripting of Tibet's Geopolitical Identity.” In *The Journal of Asian Studies*, Vol.68,No.1, February 2009.／**Boundary Question** : *The Boundary Question between China and Tibet:A Valuable Record of the Tripartite Conference between China,Britain and Tibet held in India,1913-14,Peking,1940.* (『藏辺画界紀 — 民国二・三年中英藏三方会議要録』)／**Bell1924** : Bell,Sir Charles.*Tibet:Past and Present*,London:Oxford University Press,repr.1968[First published 1924]. (ベル著田中訳：チャールス・ベル著、田中一呂訳『西藏・過去と現在』生活社、1940年。)／**Chapman1940** : Chapman,F. Spencer.*Lhasa the Holy City*, London:Readers Union Ltd.／**FRUS1943** : *Foreign Relations of the United States,1943.China*,Washinton,D.C.:United States Government Printing Office,1967.／**Gear1941** : Gear,Mary Barnes.“Role of Buffer State in Intemntional Relations.” In *The Journal of Geography*, Vol.XL, No. 3, March 1941.／**Goldstein1989** : Goldstein,Melvyn C. *A History of Modern Tibet,1913-1951:The Demise of the Lamaist State*, California:University of California Press.／**Grunfeld1987** : Grunfeld,A. Tom.*The Making of Modern Tibet*, London:Zed Books. (グリェンフェルド著八巻訳：グリェンフェルド著、八巻佳子訳『現代チベットの歩み』東方書店、1994年。)／**ICJ1960** : International Commission of Jurists. *Tibet and the Chinese People's Republic,a Report to the International Commission of Jurists by its Legal Inquiry Committee on Tibet*,Geneva:International Commission of Jurists. ／**Lamb1966** : Lamb,Alastair. *The McMahon Line:A study in the Relation Between India, China and Tibet,1904 to 1914*, London:Routledge and Kegan Paul,2 vols.／**McCabe1966** : McCabe,David A.“Tibet's Declarations of Independence.”In *American Journal of International Law*, Vol.60, No.2, April 1966.／**Oppenheim1905** :

Oppenheim, Lassa F. L. *International Law(1905)*, General Books, 2009[First ed.1905-6]. *同書はOCR読み取り出版で誤字脱字も多いので、以下も参照した。Lauterpacht(ed.), Oppenheim : Lauterpacht, H.(ed.). *Oppenheim's International Law*, 2.vols., London: Longmans, Green, 1955[8th. ed.]. (オッペンハイム著広井訳 : 広井大三「L・オッペンハイム著『国際法』〔一九〇五年刊・初版〕(その三)」、『大東法学』16、1989年。http://ci.nii.ac.jp/naid/110004723219 [2011/01/17] *本稿が参照した宗主関係・保護関係に関する箇所の日本語訳。) /McGranahan2003 : Carole, McGranahan. "Empire and the Status of Tibet: British, Chinese, and Tibetan Negotiations, 1913-1934." In Alex McKay(ed.), *The History of Tibet*, vol. III, *The Modern Period : 1895-1959*, London and New York: Routledge Curzon. /Maxwell1970 : Maxwell, Neville. *India's China War*, London: Jonathan Cape, 1970[First ed.]. Perican Books, 1972. *本稿はPerican Booksを使用。(マックスウェル著前田訳 : ネビル・マックスウェル著、前田寿夫訳『中印国境紛争 — その背景と今後 —』時事通信社、1972年。) /Praag1987 : van Walt van Praag, Michael C. *The Status of Tibet: History, Right, and Prospects in International Law*, Colorado: Westview Press. /Sen1951 : Sen, Sirdar D. K. "La situation internationale du Thibet," *Revue Générale de Droit International Public*, 3e Série, t. XXII, No. 3. /Snow1962 : Snow, Edgar. *Red China Today*, New York: Random House, 1970[Revised and updated edition of *The Other Side of the River*, Random House, 1962]. /Spence1993 : Spence, Heather. *British Policy and the 'Development' of Tibet 1912-1933*, University of Wollongong Thesis Collection, New South Wales Australia. /Spykman1942 : Spykman, Nicholas John. "Frontiers, Security, and International Organization." In *The Geographical Review*, Vol. XXII, No. 3, July 1942. /Thurman2008 : Thurman, Robert. *Why the Dalai Lama Matters : His Act of Truth as the Solution for China, Tibet, and the World*, New York: Atria Books/Beyond Words Publishing. (サーマン著鷺尾訳 : ロバート・サーマン著、鷺尾翠訳『なぜダライ・ラマは重要なのか』講談社、2008年。) /Woodman1969 : Woodman, Dorothy. *Himalayan Frontiers: A Political Review of British, Chinese, Indian and Russian Rivalries*, New York : Frederick A. Praeger. /Youngusband1910 : Youngusband, Sir Francis. *India and Tibet*, London: Oxford University Press, 1985[First published 1910]. (ヤングハズバンド著村山山訳 : ヤングハズバンド著、村山公三訳『西藏 — 英帝国の侵略過程』小島書店、1943年。*全25章と付録のうち第14章までを訳出。)《日文》安部2010 : 安部浩己『国際法の暴力を超えて』岩波書店。/秋田2003 : 秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序 — ヘゲモニー国家から帝國的な構造的権力へ』名古屋大学出版会。/入江1964 : 入江啓四郎『中・印紛争と国際法』成文堂。/浦野2006 : 浦野起夫『チベット・中国・ダライラマ — チベット国際関係史【分析・資料・文献】』三和書房。/落合1994 : 落合淳隆『チベットと中国・インド・国連』敬文堂。/木畑1997 : 木畑洋一『国際体制の展開』山川出版社。/木畑2008 : 木畑洋一『イギリス帝国と帝国主義 比較と関係の視座』有志舎。/『国際法辞典』: 国際法学会編『国際法辞典』鹿島出版会、1975年。/田崎2010 : 田崎國彦「チベットの地位をめぐる三つの言説の実態と形式 — 清末民初期の藏中英関係を中心に —」、『東洋学研究』東洋大学東洋学研究所、第47号、2010年3月。/田畑1990 : 田畑茂二郎『国際法新講』上、東信堂。/中井1968 : 中井英基「アラステア・ラム著 マクマホン・ライン(上下二巻) — インド・中国・チベット三国関係史研究(一九〇四—一九一四) —」、『東洋学報』第51巻第2号。/ムリン著田崎/渡邊/クンチョック訳 : グレン・H・ムリン著、田崎國彦/渡邊郁子/クンチョック・シタル訳『14人のダライ・ラマ』上・下、春秋社、2006年。/メトカーフ著河野肇訳 : パーバラ・D・メトカーフ、トーマス・R・メトカーフ著、河野肇訳『ケンブリッジ版世界各国史 インドの歴史』創土社、2006年。/毛里2001 : 毛里和子「中華世界のアイデンティティの変容と再鑄造」、毛里和子編『現代中国の構造変動7 中華世界 — アイデンティティの再編』東京大学出版会。/茂木1997 : 茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』世界史リブレット41、山川出版社。/ローズ著山本/乾訳 : レオ・E・ローズ著、山本真弓監訳、乾有恒訳『ブータンの政治 近代化のなかのチベット仏教王国』明石書店、2001年。